

○高松市社会福祉施設整備等審査会条例

平成24年3月27日

条例第17号

改正 平成26年4月1日用字用語整備施行

平成27年3月26日条例第13号

平成28年3月29日条例第18号

平成30年3月28日条例第12号

令和4年9月30日条例第32号

高松市社会福祉施設整備等審査会条例

(設置)

第1条 社会福祉施設等の整備、事業予定者の選定等を適正かつ公平に行うため、高松市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の社会福祉事業を行う施設等であつて、高松市社会福祉法人等助成条例（昭和48年高松市条例第13号）第2条第1項に規定する補助金（小規模の建物修繕及び災害復旧等に係るものを除く。）及びこれに準ずる施設整備等に関する補助金の交付対象となるものをいう。

2 この条例において「事業予定者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のいずれかの事業の実施を予定する者をいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。

(1) 社会福祉法人の設立認可に関すること。

(2) 社会福祉施設等の選定及び優先順位に関すること。

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画並びに介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を踏まえた事業予定者並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の選定に関すること。

(3)の2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえた事業予定者並びに児童福祉法第39条に規定する保育

所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の選定に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、審査会の目的を達成するために必要な事項
(組織)

第4条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び福祉団体関係者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、健康福祉局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 この条例による最初の審査会の会議及び委員の任期満了後における最初の審査会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成27年3月26日条例第13号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第18号）
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第12号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第32号）
この条例は、公布の日から施行する。